

さいたま市水道局企業管理規程第9号

さいたま市水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

さいたま市水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局契約審査委員会規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>物品購入等</u> 物品の製造の請負、買入れ又は修理に係る業務をいう。</p> <p>(5) 業務等 建設工事等、設計等、その他委託業務、物品の賃貸借及び<u>物品購入等</u>をいう。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。</p> <p>(1) 建設工事等、設計等及びその他委託業務の入札に参加しようとする者並びに物品の賃貸借及び<u>物品購入等</u>の入札に参加しようとする者の登録に必要な資格の審査に関する事。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 予定金額が500万円未満の<u>物品購入等</u>に係る指名業者の選定については、会議の開催を省略することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>物品納入等</u> 物品の製造の請負、買入れ又は修理に係る業務をいう。</p> <p>(5) 業務等 建設工事等、設計等、その他委託業務、物品の賃貸借及び<u>物品納入等</u>をいう。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。</p> <p>(1) 建設工事等、設計等及びその他委託業務の入札に参加しようとする者並びに物品の賃貸借及び<u>物品納入等</u>の入札に参加しようとする者の登録に必要な資格の審査に関する事。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 予定金額が500万円未満の<u>物品納入等</u>に係る指名業者の選定については、会議の開催を省略することができる。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。